

「基本構想・新しい中野をつくる10か年計画」検討素材(No.3)について

「基本構想・新しい中野をつくる10か年計画」に関する現在の検討内容を下記のとおり検討素材(No.3)とし作成したので、報告する。

記

1. 基本構想の構成案(検討素材No.3)

資料1

基本構想の全体構成とその内容を示すもので、この構成案をもとに新たな基本構想を作り上げていく。「おもな『ものさし』の候補」は、将来像で描く姿がどれだけ達成されたかを測る指標の候補と現在の状況(数値)を示している。

2. 新しい中野をつくる10か年計画検討案

資料2

基本構想で描く将来像を実現するために、10年間で取り組むべき内容の例示及び施設配置の基本的方針、具体的な検討結果(現段階のもの)をまとめている。

3. 検討素材についての意見と区の考え方

資料3

検討素材(No.2)に寄せられた区民からの意見のうち、主なものについての区の考え方をまとめている。

参考

データブックなかの(基本構想審議会資料)

基本構想改定の検討にあたり、区の現状を各項目ごとにまとめた資料。

基本構想の構成案

(検討素材NO . 3)

中野のまちの基本理念

区民が共有する理念(区民憲章)を明らかにするとともに、持続可能な未来に向けて選択していくべき視点を示します

中野のまちの将来像

中野のまちが築いてきた歴史と個性を受け継ぎ、将来の都市像を「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちとして描きます

10年後に実現するまちの姿

「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちをめざして、向こう10年間で到達する姿を描きます

おもな「ものさし」の候補

将来像で描く姿がどれだけ達成されたかを測る指標の候補と現在の値を示しています

下線は、「検討素材NO . 2」から変更した部分です。このほか、11ページからの「おもな『ものさし』の候補」は、今回の検討素材で新たに追加しています。

中野区基本構想は、中野区の新たな発展をめざして制定します。長い歴史と先人の営みが作り上げてきた中野という30万人の都市、自治体を持続可能な地域社会とし、人々の意思と力によって生み出される21世紀にふさわしい自治体として再生します。

基本構想は、中野のまちが基本とする理念を掲げ、区民が共有してその実現を図る将来像を明らかにします。この基本構想は、30万区民の全体の共通目標であり、その実現に向けてともに力を合わせていくことを約束するという意味で、区民全体の契約ともいうべきものです。
区民の意思を反映して行政を担う中野区は、基本構想で示された将来像の実現に向かって目標を示し、区政運営は、すべてこの基本構想に沿って進めます。

1 中野のまちの基本理念

(1) 区民が共有する理念

中野のまちを構成する区民が、ともにこのまちをつくっていくにあたり、区民が共有する理念を、区民憲章として次のようにまとめます。

- 私たちは、すべての人々の自由と尊厳を守り、大切にします
- 私たちは、一人ひとりの個性を大切にし、みんなの幸せを考えて暮らします
- 私たちは、地球市民としての立場に立って、平和な世界を築き、環境を守り再生させ、次世代の人々へ受け渡していきます
- 私たちは、だれもが自分の力を発揮し、互いのため行動します
- 私たちは、自己決定と自己責任によって、いきいきとしたまちを形成し、真の豊かさの実現をめざします

(2) 持続可能な未来への選択

- みんながたすけあい、区民みずからつくるまち
一人ひとりの尊厳が守られ、個人の自立と責任を前提とし、自助・共助・公助のしくみが区民みずからの参加と意思に基づいて形成・運営されるまちをめざす
- 地球環境を守るまち
地球市民という視点を持ち、地域で環境負荷などの問題に対処するさまざまな対策が人間らしい暮らしを支える経済活動と調和し、持続可能な豊かさを実現するまちをめざす
- 子どもたちが健やかに成長できるまち
次世代を担う子どもたちが自分の将来に希望や展望を持って健やかに成長できるまち、時代にあった家庭の役割が十分に発揮されるまちをめざす
- 安全・安心に暮らせるまち
災害や事故、犯罪等から暮らしが守られ、衛生面や食の安全、個人情報の保護など、日常生活での安全・安心が守られているまちをめざす
- 産業が活性化し、賑わいのあるまち
住宅都市にとどまらない、新たな魅力ある都市機能を創出し、都市型の産業が発展し、賑わいのあるまちをめざす

中野のまちの将来像 ～多彩なまちの魅力と支えあう区民の力～

基本構想では、中野のまちが築いてきた歴史と個性を受け継ぎ、将来の都市像を「多彩なまちの魅力と支えあう区民の力」のあるまちとして、次のように描きます。

領域	中野のまちの将来像	10年後に実現するまちの姿
・持続可能な 活力あるまちづくり	— 1 産・学・遊・住の機能が職住近接のなかで調和され、人々の活力のもとでいきいきと暮らせるまち ○ 利便性の高い立地条件とさまざまな人材を活かした新しい都市型の産業が発展している ○ <u>生涯にわたってともに学び教えあう、遊びと楽しさを持ち合わせた活気とにぎわいのあるまちになっている</u> ○ <u>職住近接のライフスタイル(注1)が確立し、ゆとりある生活が実現している</u> ○ <u>さまざまなタイプの良質な住宅が確保され、まちには多様な世代が住み、30万人の区民によってそれぞれ心豊かな地域コミュニティが形づくられている</u>	- 1 中野駅周辺整備を引き金として、産業の活力がみなぎるまち ○ 中野駅周辺はにぎわいの中心として、多機能な施設が複合的に誘導され、みどりのオープンスペース(注2)のある快適で魅力ある新しい都市空間が生まれている ○ サンプラザや中野区役所、中野駅北口広場一帯の再整備が動き始めている ○ 野方駅周辺、東中野駅周辺、中野坂上、鍋横周辺など、地域の拠点となる各地区は、その地区ごとの環境にあったまちづくりが検討され、進められている ○ さまざまな施策の組み合わせによって良好な都市環境づくりが進むと同時に、容積率を生かした土地の有効活用が図れている ○ <u>情報関連ビジネス、人材サービスなど、多様な都市生活のニーズに対応した産業が発展し、起業をめざす人が多く集まるなど、地域の経済力が高まっている</u> ○ 親しみや安堵感など地域コミュニティを核としながら、新しい発見や体験、面白さなどを体感できる商店街が形成されている ○ さまざまな世代が活発に活動して、地域の暮らしや文化をにぎわいのあるものにしている ○ 世帯向け、高齢者・障害者向け、単身者向けなど、多様で良質な住宅ストック(注3)が形成されている

注1「ライフスタイル」 生活様式のこと。生きざま。

注2「オープンスペース」 都市のなかで、建物などのない空間のこと。

注3「住宅ストック」 ストック(蓄積)としての住宅をさし、住宅の全体量・全体としての質のことを総称することが多い。

領域	中野のまちの将来像	10年後に実現するまちの姿
・持続可能な 活力あるまちづくり	— 2 一人ひとりが環境に配慮し、快適な暮らしの文化をともに育てるまち ○ 区民一人ひとりが環境を大切にする意識をもち、地球環境への負荷を減らした生活を実現している ○ 資源の有効利用が進むなど、循環型社会が形成されてきている ○ 中野らしい都市の機能と暮らしが調和した文化がはぐくまれ、快適なまちになっている	- 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち ○ エネルギー消費の抑制や温室効果ガス（注4）の排出量削減など、地球環境に配慮したさまざまな取り組みが進んでいる ○ 「ごみゼロ都市」をめざし、区や区民、事業者などが連携した、ごみの発生抑制・資源の有効利用などの具体的な取り組みが広がっている ○ 庭木の育成やベランダの緑化など、身近なところで緑を増やす取り組みが進んでおり、まちの中の緑が人々の心にやすらぎを与えている
	— 3 安全で快適な都市基盤が整備されたまち ○ 道路やオープンスペースなど災害に強い都市基盤が整備されている ○ 環境と共生する都市構造となっており、都市の中の自然の息吹とみどりのうるおいが感じられる快適なまちになっている ○ まちの中では段差や障害物などが減り、バリア（注5）のないまちづくりが進んでいる	- 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち ○ 安心と安らぎのある都市基盤づくりのため、地区を定めた道路整備や不燃化などが進められている ○ 建築物の耐震性の向上や防災体制・救援物資の整備などが進み、まちの防災機能が高まっている ○ 狭あい道路が減少し、道路の快適性が高まってきているとともに、消防困難区域が少なくなっている ○ 区内各地ではユニバーサルデザイン（注6）のまちづくりが進んでいる ○ 緑の計画的整備と保全など、環境への負荷を低減する都市基盤の整備が図られている ○ 新たなバス交通など、便利でだれもが利用しやすい交通環境が整備されている ○ 西武新宿線の立体化計画と沿線まちづくりが具体化している

（注4）「温室効果ガス」 地球の熱を宇宙に逃がす働きをする赤外線の一部を吸収するガスのこと。二酸化炭素や水蒸気、メタン、亜酸化窒素、オゾンなどがある。

（注5）「バリア」 障壁や障害のこと。

（注6）「ユニバーサルデザイン」 年齢や性別、国籍や障害の有無にかかわらず、最初からできるだけ多くの人が利用できるように考えられたもの。「万人向け設計」ともいう。ここでは、段差や障害物などが減り、あらゆる人々にとって、障壁のないまちにしていこうとすることをさす。

領域	中野のまちの将来像	10年後に実現するまちの姿
・自立してともに成長する人づくり	— 1 子どもをはぐくむ家庭を地域全体で支え、豊かな地域コミュニティが形成されているまち ○ <u>子どもをはぐくむための良好な家庭環境が整い、それを地域全体で支える環境が整っている</u> ○ 自分の将来に希望や明確な目標を持つ子どもたちが育ち、いきいきと学習している ○ 子育て支援などの環境が整い、子育て世代が住み続けられるようになっている ○ 町会・自治会やさまざまな自主団体など、<u>子どもをめぐる地域の活動団体が更に発展し、人々の新たなつながりと活動が生まれている</u> ○ <u>乳幼児の健やかな成長と育児を支える環境が整っている</u>	- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち ○ 地域住民による、学校や児童館の活動への参加が広がり、連携して子育てに関わっている人が増えている ○ 地域で、「親」教育・親になる人のための準備教育が進められている ○ <u>子どもは、地域の中でさまざまな体験をし、多くの世代とともに交流をする機会が増加している</u> (削除：○乳幼児から青少年まで、日常的に交流する場が確保され、区民の活動とつながっている) ○ 育成活動に対する<u>支援</u>や子育て・子育てのための相談機能が強まり、地域で<u>子どもの育ちに関わることができる環境が整備されている</u> ○ 乳幼児のための施設の連携や一元化が進み、<u>子どもにとって質の高いサービスが提供されている</u> ○ 保育や保護を必要とする子どもが柔軟に利用できる<u>サービスが整っている</u>

領域	中野のまちの将来像	10年後に実現するまちの姿
・自立してともに成長する人づくり	—2 子どもから大人まで能力を生かしながら、地域の中でのびやかに暮らせるまち ○子どもも大人も、地域社会の中で一人ひとりが発意でき、互いに意見を尊重しあう環境が整い、社会への貢献が実感できるようになっている ○年齢、性別や障害の有無等によって個人の可能性が制限されることがなく、一人ひとりの権利が守られ、あらゆる差別を許さない地域社会が形成されている ○社会に出た後も、さまざまな教育の機会が保障され、選択して学習できる環境が整っている ○誰もが中野らしい芸術・文化に親しみながら、生活の質を向上させ、生活にゆとりがもたらされている。	- 2 子どもから大人まで、地域の中で能力をのばせるまち ○豊かな創造力と強く柔軟な心と身体をはぐくめるよう、学童期の子どもには創造的な活動の機会が広がっている ○活動場所の確保や意見を述べる機会を保障するなど、青少年が健全に育つ環境が整えられている ○性別や年齢、障害の有無などの区別なく、社会参加の機会が平等に保障され、女性や障害者の社会参画がより一層進んでいる ○区民が学習する機会が地域の中に多様に用意されている ○芸術・文化活動が活発に展開されている ○既存の施設や地域の人材を活用した地域型スポーツクラブ(注7)などにより、地域でだれもがスポーツを楽しめるようになっている ○学校図書館と地域図書館の複合的な活用により、区民が身近な場で主体的な学習活動に取り組んでいる

(注7)「地域型スポーツクラブ」 平成12年「スポーツ振興基本計画」において、文部科学省が生涯スポーツ推進のために地域で展開・育成するとして「総合型地域スポーツクラブ」のこと。どこでも、だれでも、いつまでも地域でスポーツ活動ができ、住民が自主運営・自己資金によって運営していく施設のこと。

領域	中野のまちの将来像	10年後に実現するまちの姿
・自立してともに成長する人づくり	○「区民」は、在住、在勤、在学する人だけでなく、中野のまちを訪れる人や活動する人を含め幅広く捉えられており、<u>そうした人々が、新しい価値をさまざまな形で発信している</u>	- 3 適正配置された学校が生かされるまち ○ 地域が学校を支えて、学校と地域の連携が大幅に強まっている ○ 障害のある子どもが、自分の可能性を伸ばすことができる教育環境で、一人ひとりに応じたきめ細かい教育を受けている ○ 区立学校では魅力ある授業が行われ、子どもの基礎学力が向上している ○ 学校では、自分をかけがえのない存在であると認識すると共に、自他の生命や人権を尊重する教育が行われている。 ○ 区立学校は、適正に配置され、子どもにとって適正な集団規模で教育が確保されている ○ 安全に通学し学校生活を送れる環境が整っている ○ 地域との連携などにより、多様で特色ある課外活動などが活発に行われている
・支えあい安心して暮らせるまち	—1 みずからが健康や暮らしを守り豊かな暮らしが営まれているまち ○ 区民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、身近な健康づくりの場や医療を活用しながら、自分の体や心とうまく付き合い、自分らしく生きている	- 1 だれもが自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち ○ 区民一人ひとりが健康の大切さを自覚し、身近な健康づくりの場や医療を活用しながら、心身の健康や機能の維持に努めている ○ 自立的な日常生活の維持への努力が進み、心身機能の低下の予防が進むことで、健康な高齢者が増えてきている ○ 高齢者や障害者が、就労や地域活動を通じて社会に参加することで、生きがいを持って生活している ○ 障害のある人や介護を必要とする人が、多様なサービスの中から自分にあったサービスを選択して、地域で自立的に生活している

領域	中野のまちの将来像	10年後に実現するまちの姿
・ 支えあい安心して暮らせるまち	○ 高齢者、障害者をはじめとして区民一人ひとりが、自立に向けた努力を行うとともに、さまざまなサービスを自らの意思により選択して、日常生活を豊かに過ごしている	
	— 2 地域で支えあい安心して暮らせるまち ○ 個人、家庭で解決できる課題はその単位で解決し、地域での支援が必要なことについては、地域でしっかりと<u>支える地域社会</u>が形成されている ○ さまざまなコミュニティが存在し、人と人との関わりによって、区民の生活には笑顔と心の豊かさがもたらされている ○ 各地域には、さまざまな形で地域活動の担い手の力をはぐくみ、生かす環境がある	- 2 地域活動を中心とともに支えあうまち ○ 高齢者や障害者を含め、多くの人々が、ときには担い手として、ときには受け手として、相互に地域での支えあいの活動を実践している ○ 就労形態やライフスタイルが変化し、勤労層が地域で過ごす時間が増えている ○ 退職後の地域活動や自治の場が多様に用意されている ○ 青少年が、地域の活動の一翼を担っている

領域	中野のまちの将来像	10年後に実現するまちの姿
・ 支えあい安心して暮らせるまち	— 3 だれもがいきいきと安心して過ごせるまち ○ 行政は、さまざまな担い手が提供するサービスの質の確保や調整・支援の役割を果たしている ○ 行政が必要な支援を用意して区民の暮らしを支えている ○ 保健福祉・医療・介護・住宅などのサービスが量、質ともに整備され、すべての区民の健康が増進している	- 3 安心した暮らしが保障されるまち ○ 支援が必要な人に対し、安定した日常生活のための相談援助とケアマネジメント(注8)を行う体制が確保されている ○ 保健福祉・医療など人的なサービスがさまざまな担い手によって提供される市場の構築や育成、サービスの質の確保、利用者保護などの役割を区が担い、多くの担い手による多様なサービス提供を実現することで、利用者が自身にあったサービスを主体的に選べる環境になっている ○ バリアがなくケア体制も整った高齢者や障害者にやさしい住宅が提供されている
・ 区民が発想し区民が選択する新しい自治	— 1 地域を基盤に、区民みずからまちづくりに取り組むまち ○ 自己決定・自己責任を原則とし、区民が主体となって地域のことを考え、地域の経営を実践している ○ 事業者や民間団体もさまざまなかたちで公共サー	- 1 自治のしくみが効果的に機能するまち ○ <u>地域では、さまざまな団体や活動主体により、地域課題解決についての話し合いや共同行動など、協働の動きが広がっている。</u> ○ <u>町会・自治会は、地縁団体としての長い活動の経験をふまえて、よりよい地域づくりに力を尽くしている</u> ○ まちの中では、共通のルールを設けて暮らしやすい環境づくりを進めたり、特性を生かしたまちづくりに取り組んでいる

(注8) ケアマネジメント さまざまな保健福祉サービスを必要とする人に対し、その人の相談にのり、最適なプランをたてて計画的に自立や機能維持、在宅生活を支えていくこと。

領域	中野のまちの将来像	10年後に実現するまちの姿
・区民が発想し区民が選択する新しい自治	ピスの担い手として区民生活に関わっている ○ 公共サービスをともに担う行政組織と区民の団体は、対等・協力の関係でお互いに知恵や力を出し合い、地域の活力を生み出すパートナーとしての関係を築いている ○ 区民に必要な情報は自らが情報収集でき、それを利用して生活に役立てたり、区政に対し意見や提案を行うなど政策決定過程に参画している ○ 区民は、施設の利用や運営に関わることで、地域への参加を進めている ○ <u>地域の協力体制や区、関係行政機関との連携などにより防災のしくみが整い、まちの安全が確保されて、災害や犯罪、事故の危険に脅かされない安心した生活が営まれている</u> ○ 中野に住む外国人は、地域社会を構成する区民	10年後に実現するまちの姿 ○ 地域では、多くの区民が自治意識をもって地域活動に参加し、地域の団体活動が活発になり、NPO(注9)などの新しい形の活動形態も広がっている ○ 区民は、必要な情報を多様な方法で速やかに入手できるようになっている ○ 身近なところに人々が集う場、話し合いの場があり、運営も区民が行っている ○ <u>地域では、安全、安心な暮らしを支えるための取り組みが幅広く実践されている</u> ○ 中野に住む外国人は、区民として責任を担い地域社会の決定に参加し、協力してまちづくりが行われている - 2 さまざまな担い手によって、多様な公共サービスが展開するまち ○ 地域のさまざまな担い手によって公共サービスが提供されるようになっており、これらのサービスは、ニーズに即応した質の高いものとして区民に評価されている ○ 区民は、多くの担い手が提供する多様なメニューの中から、自身に合ったサービスを選択して利用できるようになっている ○ 地域で活動するさまざまな団体が、公共サービスの新たな担い手となっている

(注9) NPO 市民を主体として、まちづくり、環境保護、福祉などの担い手として活動する民間非営利団体。

領域	中野のまちの将来像	10年後に実現するまちの姿
・区民が発想し区民が選択する新しい自治	として、地域の中でいきいきと暮らしている — 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち ○ 区は、常に区民の声を聞きながら、区民ニーズに対応した新たな政策を作り出している ○ 区役所は、最少の経費で最大の価値あるサービスを提供するよう効率的に運営されている ○ すべての施策について、区民の視点で成果の評価を行い、常に区民ニーズに合った区政運営の改善が行われている ○ 情報通信基盤が整備され、区民と区双方向の情報交換が実現している ○ 公共施設は多機能化・使いやすさを高めることで質の高いサービスを提供し、地域コミュニティ形成に寄与している	- 3 「小さな区役所」で、質の高い行政が実現されるまち ○ 区は、地域内の公共サービスがさまざまな担い手によって適切に提供されるように、セーフティネット(注10)の構築やサービスが提供されるさまざまなしくみの育成・監視、利用者の保護を担うことで、公共サービスの質を支えている ○ 計画的な基金の積立や公債費の管理など、財政構造の改革に努め、持続可能な安定した区政運営が行われている ○ 区は常に施策の成果を把握して検証・評価し、内容を見直し、区民にとって満足度の高い効率的な行政を進めている ○ 電子区役所(注11)の実現により、区民の利便性が高まるとともに、区からの一方的な情報提供から区民と区の双方向による情報交換へと移行されている ○ IT(注12)を活用して都市生活の質を高める環境が整備されているとともに、電子化された個人情報の保護が図られている ○ ニーズや成果をもとに現在の区立施設について見直され、適正な再配置が行われている

(注10)「セーフティネット」 社会的安全網・安全策や、危機(リスク)への備えなどを意味する。セーフティネットがあることで、予期しない事態へ対応できるとともに、被害を最小限にすることができ、また、安心して生活をしていくことができる。失業保険や介護保険などもセーフティネットの一例である。

(注11)「電子区役所」 情報通信技術を活用し、区民にとって便利できめ細かな行政サービスを展開する区役所をいう。

(注12)「IT」 情報通信技術の総称。

領域	中野のまちの将来像	10年後に実現するまちの姿
・区民が発想し区民が選択する新しい自治	○区や区議会は、区民への説明責任を一層果たすために必要なコミュニケーションを構築している	

おもな「ものさし」の候補

それぞれの将来像の達成状況を測る「ものさし」の候補として、下記の内容を考えています。「新しい中野をつくる10か年計画」では、それぞれの「ものさし」について、10年後の目標値を明らかにし、その実現のための取り組みをお示しする予定です。

— 1 産・学・遊・住の機能が職住近接のなかで調和され、人々の活力のもとでいきいきと暮らせるまち

通勤・通学による区内への流入人口 12年10月1日現在86,531人

景観やまち並みに満足している区民の割合 15年度52.0%(良い・どちらかといえば良い)

誘導居住水準を満たしている世帯の割合 10年度 持ち家53.7%、借家18.8%

【誘導居住水準】：国の住宅建設計画で設定されている居住水準で、住宅全体の質の向上を誘導する上で指針となるもの。都市の郊外地域などの一戸建て住宅を想定した「一般型誘導居住水準」と、都市の中心・周辺における共同住宅を想定した「都市居住型誘導居住水準」がある

区内商業売上高 ・区内商業売上高 = 1兆1135億5千万円

区内事業所に占める情報通信業の割合 13年2.28%

15歳以上の区民の就業者のうち、区内(自宅を含む)で就業している人の割合 12年39.9%

ネット容積率(宅地面積に対する延床面積) 13年138.4%

— 2 一人ひとりが環境に配慮し、快適な暮らしの文化をともに育てるまち

一人あたりのごみ排出量 14年度741g/日

資源化率 14年度 19.61%

緑被率 10年度9.5%(最新値は本年度調査で判明)

【緑被率】:空から見たときに、全体の面積に占めるみどりの割合のこと。公園や道路のみどり、公共施設のみどりのほか、住宅など民有地のみどりも含まれる。

大気中の浮遊粒子状物質(若宮測定局における年平均値) 14年0.036mg/m³

【浮遊粒子状物質】:SPMといわれるもので、大気中に浮いている微粒子のなかで小さいために長時間大気に漂い人体に影響を与えるとされるもの。自動車やばい煙、火山活動などによって生じる。

— 3 安全で快適な都市基盤が整備されたまち

生活環境全体としての住みやすさに満足している区民の割合 15年度85.5%(良い・どちらかといえば良い)

狭あい道路(私道を含む)のうち、区が拡幅整備した率 15年度 17.2%

不燃化率 13年度 46.7%

【不燃化率】:一定の地区全体の建物の建築面積のうち、耐火造と準耐火造の建築物の建築面積の割合のこと。

緑地率 12年度 5.29%

【緑地率】:区の全面積に占める緑地面積の割合。緑地とは、都市公園のように地方公共団体が用地を取得するなどして施設として設置・管理する緑地に限らず、社寺境内地などの空地の多い施設、農耕地、樹林、河川、水面などのオープンスペースを含む。

— 1 子どもをはぐくむ家庭を地域全体で支え、豊かな地域コミュニティが形成されているまち

地域活動やグループ活動への子どもの参加率 15年度73.7%

認可保育園の待機児率(4月の待機児童数/入所児童数) 16年4月 1.6%

合計特殊出生率 14年 0.77(15年概算 0.77)

【合計特殊出生率】:15歳から49歳までの女性の年齢別出生率に着目し、1人の女性が仮にその年次の年齢別出生率によって一生の間に産むとしたときの子どもの数を示す。

子育てをしていて「社会から取り残されていく」ストレスを(ときどき)感じる乳幼児の母親の割合 14年度 26.6%

夫・パートナーの育児参加への満足度(乳幼児の母親からみて) 14年度 (とても)満足60.6%

- 2 子どもから大人まで能力を生かしながら、地域の中でのびやかに暮らせるまち

性別役割分業に反対する成人区民の割合 14年度 61.6%

週に1回以上スポーツをする区民の割合 15年度36.5%

年間図書資料貸出冊数 15年度 1,567,956冊

この1年間で地域活動やボランティア活動に参加した区民(成人)の割合 15年度14.1%

この1年間に差別やいじめをしたり、されたりした経験のある成人区民の割合 14年度6.0%

子どものよさを伸ばす教育がなされていると感じている保護者の割合 15年度 小学校63.5%、中学校43.4%

不登校児等の割合 15年度 児童0.37%、生徒2.86%

【不登校児】:学校基本調査において、1年間に30日以上欠席している児童・生徒のうち、「不登校」を理由にあげた子どものこと。

学習指導要領の目標を全教科でクリアしている子どもの率 16年度 不明(調査中)

「子どもが楽しく登校している」と考える保護者の割合 15年度 小学校79.7% 中学校85.5%

— 1 みずから健康や暮らしを守り豊かな暮らしが営まれているまち

成人健診で「異常なし」とされた35歳から64歳までの区民の割合 15年度 54.8%

65歳以上の高齢者の要介護・要支援認定率 16年4月 17.3%

ほとんど毎日外出する障害者の割合 14年度48.9%

65歳以上の区民で、健康を維持するために適度な運動をしている人の割合 14年度60.5%

65歳以上の区民の就労率 12年度26.5%

— 2 地域で支えあい安心して暮らせるまち

この1年間で地域活動やボランティア活動に参加した区民(成人)の割合 15年度14.1%

この1年間にボランティアや地域活動に参加した65歳以上の区民の割合 14年度12.2%

生活上の悩みや不安を相談できる相手(人または機関)がある区民の割合 15年度88.3%

— 3 だれもがいきいきと安心して過ごせるまち

介護保険サービス利用者率 14年度78.3%

生活上の悩みや不安を相談できる相手(人または機関)がある区民の割合 15年度88.3%

介護保険サービスへの満足度 14年度60.4%

— 1 地域を基盤に、区民みずからまちづくりに取り組むまち

必要な区政情報を入手できるとする区民の割合 15年度 45.1%

区は説明責任を果たしていると思う区民の割合 15年度25.2%

区政情報が十分に提供されていると思う区民の割合 15年度 10.6%

この1年間で地域活動やボランティア活動に参加した区民(成人)の割合 15年度14.1%

地域施設のうち地域活動団体等が管理・運営している施設の比率 15年度0(なし)

区内のNPO法人(新規)認証数 15年度東京都認証新規22団体、16年3月現在内閣府・東京都認証団体合計87団体

—2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち

区民の意見や要望などが区政に(どちらかといえば)反映されていると思う区民の割合 15年度 20.4%

ずっと住み続けたいと思う区民の割合 15年度 32.6%

電子申請対応件数 15年度 4件

【電子申請】:現在、紙によって行われている申請などの手続きを、行政機関の窓口などへ行かなくても、インターネットを使ってパソコン上などで実現するもの。

職員1人あたり区民の数 16年4月 103.6人

中野区と民間の窓口サービスを比べ「説明のわかりやすさ」は区役所のほうがよいとする区民の割合 15年度25.1%

公債費比率 15年度見込み 11.2%

【公債費比率】:普通会計上で、標準財政規模に対する一般財源の公債費の割合のこと。標準財政規模とは、一般財源でみたときに地方自治体の標準的な財政規模を示すもの。

資料2

新しい中野をつくる10か年計画検討案

「新しい中野をつくる10か年計画」は、基本構想で描く将来像を実現していくために、10か年で計画的に進める事業や新たな施設配置の計画、財政フレーム、人口フレームなどを盛り込んで策定していきます。

今回は、このうち「10年間に想定される取り組み」と「施設配置の基本方針案」について、現段階での検討状況をお知らせします。

なお、この資料については、今後、区民のみなさんのご意見や財政状況の見直しなどを踏まえ、修正を行う予定です。

より具体的な内容については、今後区民のみなさんにお示しする資料の中で明らかにしていきます。

- 「10年間に想定される取り組み」(P.2～5)
平成17年度からの10年間で計画的に取り組むべき内容を例示したもので、基本構想の領域ごとにまとめたものです。
- 「施設配置の基本方針案」(P.6～9)
施設配置の見直しにあたり、検討の前提と視点、求められる施設の機能、不用となる土地・施設の活用について説明しています。
- 「施設配置の新しい展開」(P.10～16)
「施設配置の基本方針案」で示した「求められる施設の機能」のうち、区が提供する主な施設について、現段階での検討状況を具体的な施設例を挙げて説明しています。

10年間に想定される取り組み

領域	将来像	10年後の姿	取り組みの例
持続可能な活力あるまちづくり			
- 1 産・学・遊・住の機能が職住近接のなかで調和され、人々の活力のもとでいきいきと暮らせるまち			
- 1 中野駅周辺整備を引き金として、産業の活力がみなぎるまち			
警察大学校跡地利用など、中野駅周辺のまちづくり推進			
良質な高齢者向け住宅の整備・誘導			
本町四丁目福祉住宅の整備			
西武線沿線のまちづくり推進			
東中野駅前広場整備			
野方駅北口開設			
区営住宅の建て替え			
起業支援事業の創設・発展の誘導			
外部研究施設や大学との連携			
空き店舗を利用した事業の展開			
- 2 環境に配慮する区民生活が根づくまち			
プラスチック製容器包装回収の推進			
古紙等の集団回収の推進			
(仮称)資源化センターの整備			
天然ガス充填施策の検討			
屋上緑化助成などの民間緑化の推進			
- 3 安全で快適な都市基盤を着実に築くまち			
地区計画策定によるまちづくりの推進			
平和の森公園周辺地区などでの道路整備			
バス路線新設等			
交通バリアフリー整備			
橋梁の再生整備			
防災情報システムの再整備			
北部防災公園など、公園の整備			
都市計画道路の整備			

領域	将来像	10年後の姿	取り組みの例
自立してともに成長する人づくり			
- 1 子どもをはぐくむ家庭を地域全体で支え、豊かな地域コミュニティが形成されているまち			
- 1 子育て支援活動など、地域活動が広がるまち			
産後支援ヘルパー事業の実施 休日・年末保育の充実 一時保育事業の充実 病後児保育の充実 中高生対応型施設の設置・運営 NPO提案型の児童館事業 親教育・親準備教育事業の実施			
- 2 子どもから大人まで能力を生かしながら、地域の中でのびやかに暮らせるまち			
- 2 子どもから大人まで、地域の中で能力をのばせるまち			
特色ある図書館づくり 芸術・文化振興プログラムの策定 図書館と学校図書館との連携 地域スポーツ・健康づくり施設の整備 地域人材の活用制度の創設 大学・専門学校との連携による生涯学習の推進			
- 3 適正配置された学校が生かされるまち			
外部評価制度の拡充 特別支援教育の実施 教員の人材育成 少人数指導の推進 大学・外部研究施設との連携 屋上緑化など区立小中学校施設整備			

領域	将来像	10年後の姿	取り組みの例
支えあい安心して暮らせるまち			
- 1 みずからが健康や暮らしを守り豊かな暮らしが営まれているまち			
- 1 だれもが自分の健康や暮らしを守るために努力しているまち			
生活習慣改善（生活習慣改善講座・生活習慣病相談）の充実 健診評価の推進 介護予防事業（健康づくり事業）の実施 心の健康づくり事業の推進 障害者の就労支援 知的障害者通所援護施設の整備誘導			
- 2 地域で支えあい安心して暮らせるまち			
- 2 地域活動を中心にとともに支えあうまち			
総合公共サービスセンターでのNPO等の事業展開 （仮称）NPO活動センターの設置等支援 区民による見守りや支えあいのネットワーク（元気でねっと） 高齢者・障害者のNPO法人立上げ支援			
- 3 だれもがいきいきと安心して過ごせるまち			
- 3 安心した暮らしが保障されるまち			
痴呆性高齢者グループホームの整備誘導 デイサービスセンターの充実 特別養護老人ホームの整備誘導 ショートステイの充実 障害者グループホーム整備誘導 在宅介護支援センターの充実			

領域	将来像	10年後の姿	取り組みの例
区民が発想し区民が選択する新しい自治			
- 1 地域を基盤に、区民みずからまちづくりに取り組むまち			
- 1 自治のしくみが効果的に機能するまち			
区民参加の保障や住民自治のしくみづくりの推進			
地域提案型まちづくりの推進			
N P O 提案型の児童館事業			
地域団体等により運営される（仮称）区民活動センター			
地域防犯活動の充実			
- 2 ささまざまな担い手によって、多様な公共サービスが展開するまち			
サービスの直営から委託への切り替え			
地域団体等により運営される（仮称）区民活動センター			
（仮称）N P O 活動センターの設置等支援			
コミュニティビジネス市場の創出			
- 2 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち			
- 3 「小さな区役所」で、質の高い行政を実現するまち			
区役所窓口開設時間の拡大			
指定管理者制度の導入・拡充			
区政目標の管理			
電子申請システムの利用拡大			
行政評価の推進			

施設配置の基本方針案

1. 検討の前提

- 中野区の施設は、23区の中でも相対的に数が多く、その大半が直営で単独の目的のために設置されたものが多いため、区の財源、職員の大きな割合がそこに投入されている。今後、大多数の施設が老朽化し、その施設の維持と運営に関する負担は大幅に増加することが見込まれている。
- 区民のライフスタイルの多様化がすすみ、公共施設やサービスに対する区民のニーズは大きく変化してきている。少子高齢化による人口構成の変化も大きく、子どもや高齢者対象の施設やサービスなど、ニーズの増加・変化に応えることのできないものも増えてきている。区では、施設数は多いものの、区民が求める施設・サービスは不足しているという需給のアンバランスが生じている。
- 行政の専管領域と見られていた公共サービスにも、民間事業者やNPOなど多様な供給主体が参入し、創意・工夫をしながら事業・施設の運営に取り組んでいる。地域では、関心をもつテーマについて、行政の対応を待つのではなく、区民グループが主体的に活動を展開するなどの動きがある。これらの活動は、地域における人々の連携を強め、地域を豊かにしていく大きな力となっていくことも期待されている。
- 情報技術の活用などにより非施設サービスへの転換を進めるとともに、新たに制度化された指定管理者制度の活用等、NPOや区民活動など民間の力を活用した施設運営、用地活用による民設民営の施設整備手法などが必要になっている。

2. 検討の視点 ～ゼロベースで考える～

真に必要とされるサービスを見極め、それを区民に提供していくためにどのような施設が必要であるかを、ゼロベースの視点で検討する。

- (1) 今ある区施設を一旦ないものとする。
- (2) 新たな中野区基本構想が示す「中野のまちの将来像」を実現するために求められる施設の機能を明らかにし、施設数については、今後区が維持しうる規模へと整備縮小していく。

- (3) この機能の実現のため、以下の考え方を基本として区有施設の再配置を行う。
- 民間で広範に生まれ始めている公共サービス提供の力を積極的に活用する。
 - 情報技術の進展などを最大限に生かし非施設サービスへの展開を進める。
 - 施設機能の複合化・多機能化、施設空間の時間的区分により、同一施設の最大活用を図る。
 - 施設相互間の連携によって新たなサービスを生み出す。
 - 民間施設との複合化、連携も視野に入れる。

3. 求められる施設の機能

新たな基本構想では、中野区が直面している様々な課題と危機に対して、これまでのやり方を続けるのではなく、持続可能な未来に向かって新しいあり方を描く。その大筋の考え方は「基礎となる考え方」(案)、「基本構想の構成案」に示してあるが、これを実現していくために求められる機能を以下のとおり整理する。

機能は必ずしも区が直接提供するものではない。また、施設によらないで提供される機能もある。

将来必要な機能

【子ども家庭関連】

- 乳幼児を保育するための機能
- 乳幼児の成長・発達に関する相談をするための機能
- 遊びを通じた乳幼児親子の子育て支援の機能
- 放課後児童の保護や遊ぶための機能
- 児童・生徒が健全に成長していくために必要な相談するための機能
- 乳幼児の療育指導をするための機能
- 母子世帯の自立支援と生活の安定のための機能
- 子どもの虐待に対して発見・相談・支援が地域で行われる機能
- DV被害者の女性の自立を支援するための機能
- 男女共同参画社会を推進するための機能
- 小学生が活発に創造性豊かに遊ぶための機能
- 中学生や高校生が自由に仲間づくりや交流の機会を広げるための機能
- 幼児に対する教育と保育を一体的に提供する機能

【保健福祉関連】

- 在宅での介護を受けることが困難な要介護者(虚弱高齢者)が、現在の状況を維持、生活を確保するための機能
- 高齢者、障害者が居宅で日常生活を営めるよう機能回復訓練等を行うための機能
- 高齢者が地域の中で、健康を維持し、明るく生活するための機能
- 障害者に生活指導、作業指導を行うための機能
- 保健サービスの提供と福祉に関する相談支援を行うための機能
- 高齢者、障害者が地域で共同生活を営む機能
- 身近な地域で、福祉サービスの利用者の権利を擁護するための機能

【区民生活関連】

- 住宅困窮世帯等が安心して暮らし続けられるための機能
- 区民が地域の中で自主的な活動をするための機能
- 廃棄物の収集、運搬等清掃作業の運営管理を行う機能
- 区民が公共・公益的活動を行うための場を提供し支援する機能
- 起業家を育成するための機能
- リサイクルのストックヤード機能
- 高齢者、障害者、女性、若者の職業教育及び就労の機会を生み出す機能
- 届出・証明など窓口サービス機能

【教育関連】

- 幼児・児童・生徒を教育する機能
- 豊かな情操をはぐくむとともに知力を高め、社会性を身につけさせる機能
- 身近な地域で、多様で充実した市民スポーツを行うための機能
- 文化・芸術活動(鑑賞・発表)をするための機能
- 良質な知的資産や平和関連の資料を収集・保管し区民の閲覧・鑑賞に供するための機能

【都市整備関連】

- みどりに親しみ、やすらぎとゆとりを感じ憩うための機能
- 区民が安全に歩行できる空間を確保する機能

【その他】

- 災害時に一時的な保護・安全を確保する機能
- 区の事務所等公用のための機能

4. 不用となる土地・施設の活用

現在使われている施設のうち、新たな施設配置を行った結果、不用となる施設(土地・建物)については、可能な限り区の財産として保有しながら、その活用を図る。また、計画があっても現在まで整備されていない土地、当初の予定が変更になり、現在まで用途が定まっていない施設などについても、改めて精査し、有効活用を図る。

(活用例)

- ・他の区有施設に転用
- ・民間に貸与(無償・有償)し、施設を誘導
- ・民間に賃貸
- ・売却

施設配置の新しい展開

「施設配置の基本方針案」で示した「求められる施設の機能」のうち、区が提供する主な施設について、現段階での検討状況を具体的な施設例を挙げて説明しています。

新たな小・中学校

- ・ 自分の将来に希望や明確な目的を持てる子どもたちを育てるため、子どもにとって良好な集団規模による教育環境を実現する。
- ・ 現在の学校では、少人数化による集団活力低下やクラス数減少により専科教諭を確保することが難しくなるなど、学校の小規模化による教育指導の問題がある。また、少ない教員で部活動や授業以外の校務を分担するため、個別指導や教育相談にかけられる時間が減少するなどの学校運営面のマイナス面もある。
- ・ これらを改善し、小・中学校とも望ましい規模が維持できるように次のとおり学校再編を行う。
 - 1 . 区立小中学校の望ましい規模は、次のとおりとする。
 - 小学校： 18 学級程度。少なくとも学年 2 学級以上
 - 中学校： 15 学級程度。少なくとも学年 3 学級以上
 - 2 . 小学校で学年 2 学級未満、中学校で学年 3 学級未満となる学年のある学校は、再編、通学区域の見直し等により、可能なかぎり早急に解消する。
 - 3 . 再編にあたっては、原則として最小限度の改修等の工事を行った上で既存の校舎を活用する。
 - 4 . 再編における統合校は、全体的なバランスを考慮しつつ、できるだけ広い面積が確保できる場所に設置する。
 - 5 . 通学区域については、現行の通学区域を尊重しつつ、次の点を勘案し総合的に判断して調整する。
 - 幹線道路の横断を可能な限り避ける
 - 小学校と中学校の通学区域の整合性を図る
 - 通学距離は過度に長くなることを避ける
 - 6 . 再編を行う場合は、該当校をいずれも廃止し、統合校を新しい名称の新設校として設置する。
- ・ 再編後の小学校は 21 校程度、中学校は 7 校程度を想定する。
- ・ 再編後の小・中学校は、地域全体で子どもたちを見守り、地域の健全育成の拠点、地域全体の学びの場として新たな機能を生み出す施設に進化させる。
- ・ 豊富な蔵書構成、図書館と学校図書館との連携による子どもの読書活動支援、地域での利用拡充等、新たな図書サービスの展開を行い、学校施設を地域の地域資産として活用を図る。

(仮称)総合公共サービスセンター (4箇所)【説明図 14 ページ参照】

- ・ 障害者・高齢者・子育てをする父母など、何らかの支援を要する人たちが身近な地域で専門的な相談や必要なサービスを受けられる「子育て支援と保健福祉の拠点」施設とする。
- ・ 行政の提供するサービスと介護事業者や N P O 等民間との連携により、新たなサービスを創造し区民にとって利便性の高いサービス提供をめざす。

子どもと家庭の支援

- ・ 子どもに関する総合相談（母子の健康、各種子育てサービスの調整）
- ・ 妊産婦、乳幼児健診
- ・ ショートステイなど施設サービス受付

保健福祉の相談やサービス

- ・ 障害者、高齢者、難病患者の保健福祉サービスの相談
- ・ 生活習慣病などの健康に関する相談・検診
- ・ 精神障害やこころの悩み相談、社会復帰訓練（デイケア）
- ・ 健康に関する各種講座、勉強会の開催

さまざまな民間活動の展開（例示メニュー）

- ・ 乳幼児親子の居場所
- ・ 一時保育事業
- ・ 高齢者に対するふれあい食事サービス
- ・ 介護予防を中心としたデイサービス
- ・ ホームヘルプサービス
- ・ NPO等が提供するサービス

新しい子ども施設 —発展し分化する児童館— 【説明図15ページ参照】

放課後児童の保護、遊ぶための機能は、小学校で行う。

現在の児童館は、施設数と機能を見直す。また、一部を特色のある新たな子ども施設として、子どもの創造性を育む専門的な事業の展開や乳幼児親子への対応、中高生対応の施設へと転換する。

《小学校で遊び場機能・学童クラブを展開》

- ・ 小学生は、放課後も校内で校庭や体育館を使いながら安心してのびのびと過ごすことができる。
- ・ 学校を中心に保護者や地域活動団体等が連携し、子どもたちを見守り、育ちを支援する。
- ・ 学校に多くの目が注がれることにより、安全性が高まる。
- ・ 子どもへの関わりをきっかけとして、地域のコミュニティ活動の活性化を図る。
- ・ 教員が地域との緊密な連携を取ることで、子どものことをより十分に把握できる。

《児童館～特色のあるこども施設～》

- ・ 子どもの創造性を育む専門的な事業や子どもの興味や関心に応える事業を地域活動団体やNPOに委託などして実施する。
- ・ 児童館は、家庭・地域の療育機能を援助しつつ、様々な環境の中にある子どもの保護育成を図ることや地域社会に積極的に働きかけ、地域とともに健全育成をすすめることなどを重要な機能とする。
- ・ すべての児童を対象とし、子どもたちの遊びや学習の場、乳幼児親子の交流の場、子育て相談、支援の場、地域の健全育成の拠点となる。
- ・ 小学校で展開する遊び場機能や学童クラブ運営のスタッフは、ここを拠点として事業展開する。

《中高生対応の施設》

- ・ ダンスの練習やインターネットを利用した情報収集など、中高生のグループ活動や学習のための設備を備える。
- ・ 中高生に活動の場を提供し、学校の枠にとらわれない地域での交流を図る施設とする。
- ・ 地域のニーズや情報を収集し提供することで、中高生のボランティア活動を支援する。
- ・ 中高生が施設や事業の運営に積極的に参加し、社会性を身につける。

(仮称)区民活動センター

—新たな「区民活動支援」と「窓口サービスの集約」—

【説明図16ページ参照】

- ・ 現在の地域センター15か所を「(仮称)区民活動センター」に転換し、身近なところに地域の人々が集い、話し合いや団体活動を行う拠点とする。
- ・ 各地域に応じた自由な活動が展開できる場とする。
- ・ 「(仮称)区民活動センター」の管理・運営は、町会、青少年健全育成地区委員会などさまざまな地域団体によって構成される(仮称)運営委員会に委託し、地域の状況に応じて、利用時間等についても柔軟な運用を可能とする。
- ・ 管理・運営委託については、日常活動を支援するスタッフを地域団体で雇用できるようにする。
- ・ 地域事業については、実施する区民自らの企画・運営とする。
- ・ 地域活動を支援する区職員は、数か所の区民活動センター、もしくは、区役所に配置して、(仮称)運営委員会による管理・運営や地域活動の支援、各地域団体の連絡・調整を行う。
- ・ 窓口サービスは、数か所の事務所に集約して、(仮称)区民活動センターに併設する。
- ・ コンビニエンスストアでの証明書受取りの実施や、区役所における窓口サービスの土日開設などを行い、利便性を確保する。
- ・ 地域管理への移行にあたっては、地域の団体とも協議しながら2年程度の準備期間をもつ。

地域スポーツ・健康づくり施設

(4箇所)

- ・ 心身ともに健やかで充実した生活をおくることができるよう、地域で区民だれもが気軽にさまざまなスポーツ活動に親しみ、健康づくりを行う。
- ・ 幼児から高齢者まで、自分のライフスタイルに応じて様々なスポーツを楽しむことができる地域社会を実現する。
- ・ 再編後の学校施設を活用し、体育館、グラウンド、プール、クラブハウス、トレーニングルームを備える。
- ・ 地域住民や関係団体により構成される「地域スポーツクラブ」により、地域の実情にあわせて自主運営される。
- ・ 区内の保健・医療機関と連携し、筋力向上トレーニングの実施など健康づくりを支援する。

図書館

- ・ 現在の施設数（８館）を見直し、中野区全体として図書館サービスの拡充を図る。
- ・ 区民の自主的、主体的学習活動を支援するため、施設の適正配置や学校図書館との連携を図り、利便性の高いサービスの提供をめざす。
- ・ 図書館は、平和・男女共同参画などの社会的課題、産業振興・ビジネス支援、健康・子育てに対する支援など各館ごとに特色のある蔵書の収集や保管を行い、中野区全体として蔵書内容を充実させる。
- ・ 豊富な蔵書構成、図書館と学校図書館との連携による子どもの読書活動支援、より身近な場所での図書館利用など、新たな図書サービスの展開を行う。
- ・ 歴史民俗資料館や平和資料展示室との連携や相互利用を拡充し、質の高い資料の収集や保管、展示を実現する。

保育園・幼稚園

- ・ 同年齢の幼児が施設の種別によらず、等質な教育や育児サービスの提供を受けられるよう連携を強め、負担の公平化を行う。
- ・ 区立保育園は毎年２園程度の割合で民営化を進め、区立保育園における延長保育全園実施、０歳児特例保育の実施など保育サービスの向上を図る。
- ・ 民営化保育園においては、全園で２時間延長保育の実施や指定園で休日保育、年末保育を行う。
- ・ 区立幼稚園は、現在の施設数(４園)を見直すと同時に、民営化についても検討を行う。

（仮称）高齢者いきいき会館 ―新しい高齢者会館―

高齢者会館は、地域の中で健康を維持し、明るく生活するための機能を担い、高齢者福祉センターや総合的公共サービスセンターの持つ保健福祉サービス機能と連携し、健康づくり・介護予防を地域で支える身近な拠点として以下の事業を行う。

施設数についても見直しを行う。

健康づくり・介護予防事業

- ・ 体操トレーニング（転倒予防、失禁予防、筋肉向上等）
- ・ 痴呆予防事業
- ・ 体力測定、血圧測定
- ・ 日常的な健康体操、レク活動などの実施

日常生活支援

- ・ 家族介助入浴や健康相談などの実施

生きがいづくり支援

- ・ 自主グループ等の支援の実施

地域交流の促進

- ・ まつり等の行事や運営協議会等の開催による地域交流を進める

施設運営は地域の保健福祉団体やNPO等に委託し、区民主体の利便性を高める。

子育て支援と保健福祉の拠点 ～（仮称）総合公共サービスセンターの展開イメージ～

【本文10ページ参照】

- ・身近で専門的な相談・サービスを提供
 - 相談だけでなく具体的なサービスにつなげる
- ・協働から生まれる新たなサービス
 - 多様な担い手の活動と連携による新たなサービスの提供
- ・地域の力を地域で生かす
 - 人々は地域のためにもてる力を発揮し、地域活動を活性化させる

サービス提供のイメージ

相談や支援が必要な人
乳幼児親子
高齢者
障害者の方など

相談

ニーズの把握
情報提供
サービス提供

新たなサービスの創造・提供
行政サービスのほか地域団体や事業者などが提供する多様なサービスへもつなげます

サービスの内容

子どもと家庭の支援

- ・子どもに関する総合相談(母子の健康、各種子育てサービス調整)
- ・妊産婦、乳幼児健診
- ・ショートステイなど施設サービス受付

保健福祉の相談やサービス

- ・障害者、高齢者等の保健福祉サービスの相談
- ・健康に関する相談・検診
- ・精神障害やこころの悩み相談
- ・社会復帰訓練(デイケア)
- ・健康に関する各種講座・勉強会の開催

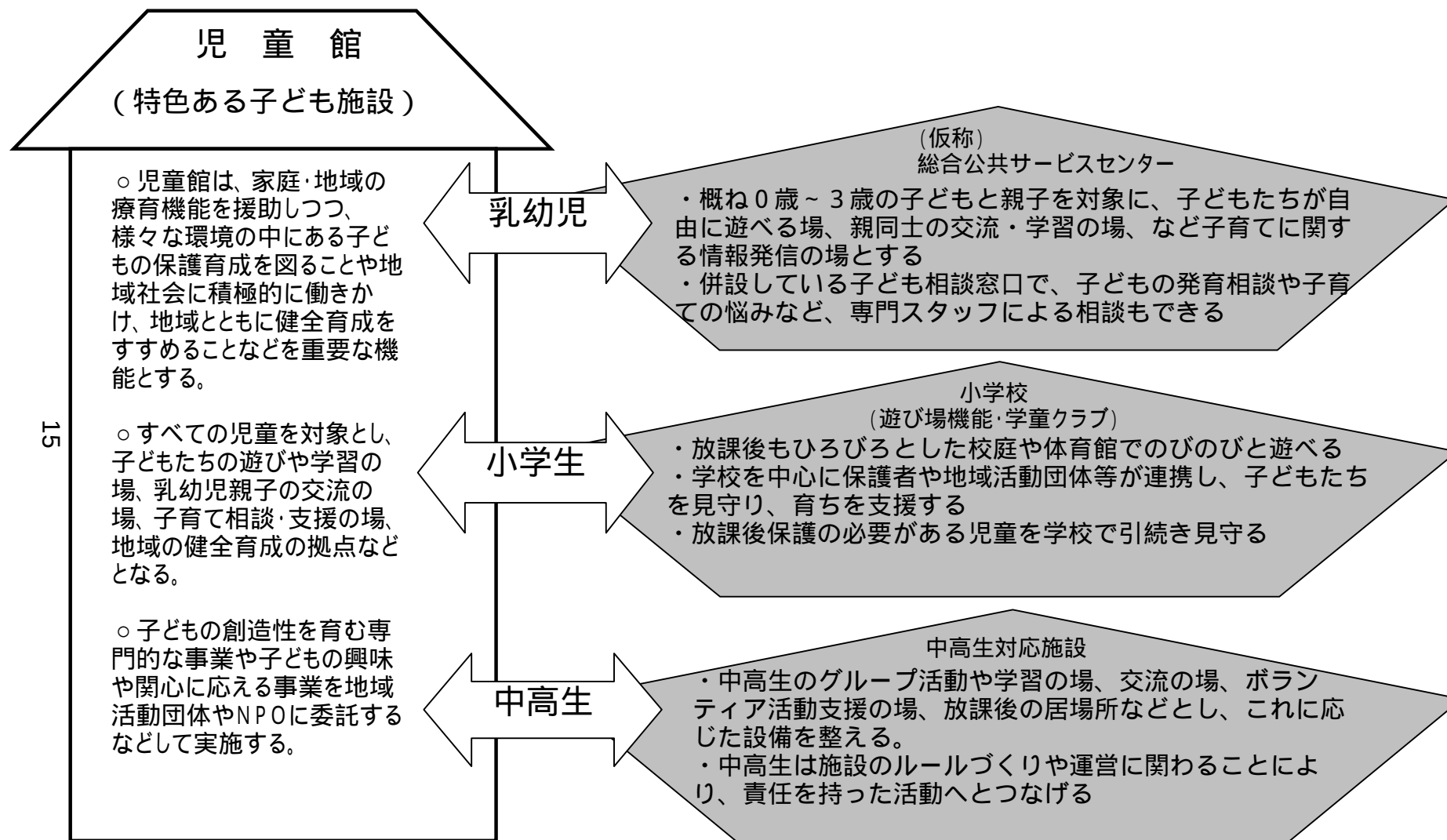
地域活動団体・民間事業者が運営するサービス(この項目は例示です)

- 子育て関連
 - ・乳幼児親子の居場所(子どもの遊び場、親子の交流の場、情報交換の場)
- 保健福祉関連
 - ・地域在宅介護支援センター、ヘルパー事業、デイサービス事業
- その他関連
 - ・NPO支援センター



新しい子ども施設～発展し分化する児童館～

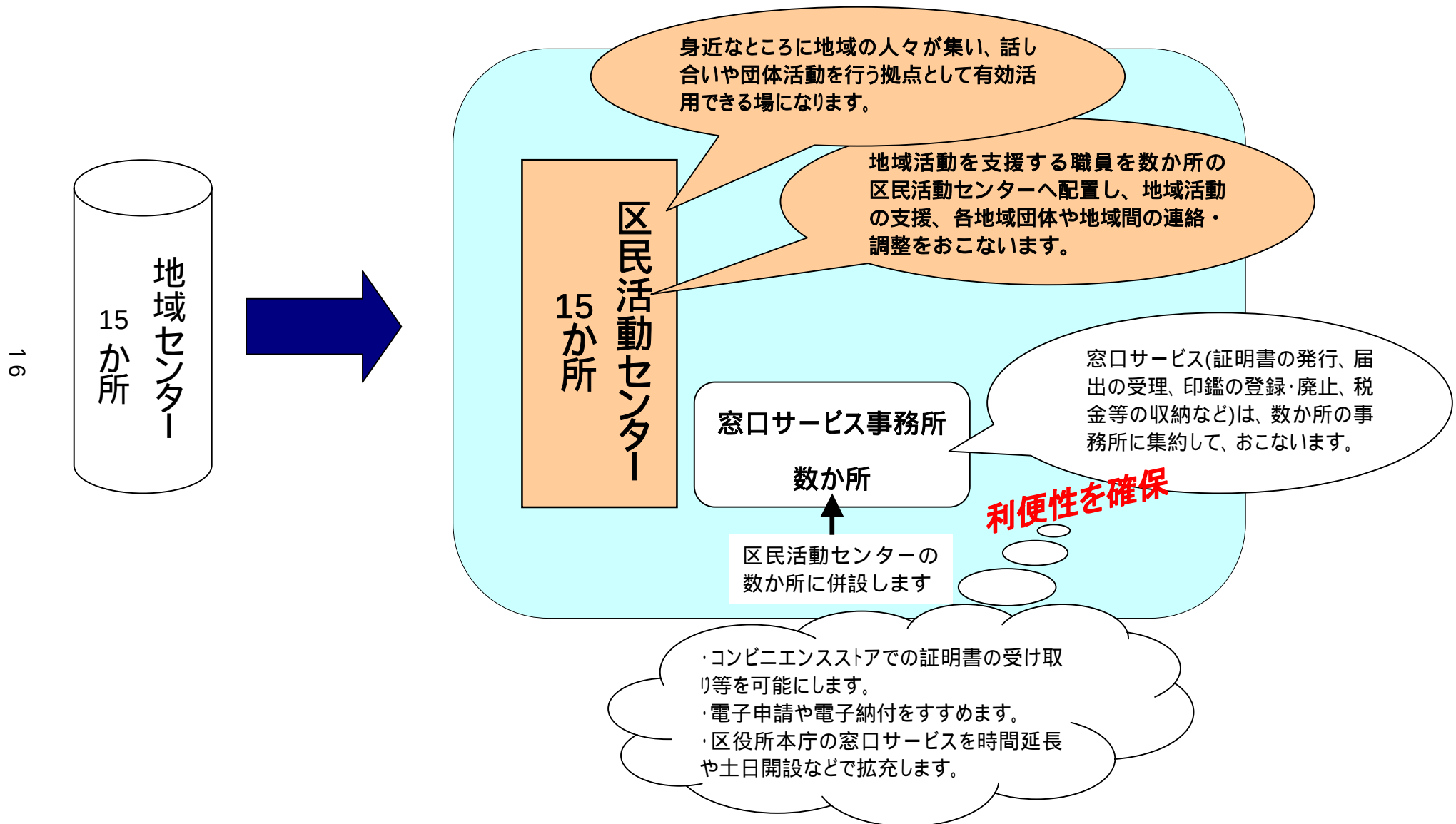
【本文11ページ参照】



新たな「区民活動支援」と「窓口サービスの集約」

【本文12ページ参照】

地域センターは、全て(仮称)区民活動センターへ変わります



「基本構想・新しい中野をつくる 10 か年計画」検討素材についての意見と区の考え方

「基本構想・新しい中野をつくる 10 か年計画」の検討素材に寄せられた主なご質問・ご意見と現時点での区の考えをご紹介します。

Q1 基本構想が「区民全体の契約」とはどういう意味か。

A1 区民相互の約束を意味します。

30万区民全体の目標であり、その実現に向けてともに力を合わせていくことを相互に約束することを意味しています。幅広い区民の議論を経て議会の議決をいただくことにより基本構想は区民全体の契約として位置づけることができるものと考えています。

Q2 基本構想の冒頭にある「憲章」はなにを意味するのか。

A2 区民がともに共有する基本理念を示します。

基本構想は中野区の将来像を区民がともにめざすものとして策定するものですが、その中の「憲章」は区民一人ひとりがふるさととして誇れる中野のまちをつくっていく上で区民がともに共有する基本理念を示すものです。「憲章」は法律でとくに規定されているものではありませんが、市民みんなの目標を目指していくための象徴としてとして多くの自治体で制定されています。

Q3 自己決定・自己責任ということばがたくさん出てくるが、どういう意味か。

A3 主体性と自立性を重んじる考え方です。

この言葉は、住民自治や地方自治を進める上で、重要な考え方で、文字通り「自らのことは自ら決定し、責任をもって行動する」ことを意味します。このことは、個人から地方自治体など様々なレベルでも語られますが、いずれの場合もその主体性と自立性をもっとも重んじる考え方です。

また、福祉の分野で使われる場合でも、だれもが尊厳を保ち自立して暮らせることを意味し、そのことが可能となるよう社会全体のさまざまなしくみを整えていくことと同時に、行政による適切な支援が重要であることは言うまでもありません。

Q4 新たな公共の担い手とはどういうものか。

A4 NPO やさまざまな民間事業主体をいいます。

公共サービスにも、行政が担ってきたもの、民間から提供されているものなどいろいろな形があります。これまで自治体がかかっていた公共サービスの分野についても、NPO や民間事業主体が多様で価値の高いサービスを提供できるようになってきました。

民間事業者の有する技術や経営能力を活用することにより効率的で柔軟なサービス提供が期待できると同時に、自治体のしごとを行政でなければならない分野に集中することにより、効率化することも期待されています。

Q5 何もかも民間に委ねてしまうのか。

A5 行政はサービスの質と量の確保に責任をもっていきます

行政は、市民の尊厳を守り、豊かな地域を築き上げていくために、さまざまな制度を作ったり、それを公正に運営するため、必要な働きかけを行います。

民間が提供するサービスについてはその調整や評価の仕組みづくりなどを通じて、サービスの質と量の確保に責任をもっていきます。

また、行政は市民の権利を守り、社会の公正を保つために行政が行うべき事務を的確に実施します。そして民間だけでは十分にサービスの質と量が確保できない場合には、行政自身がサービス提供者ともなります。

Q6 区は町会・自治会の活動をどのように評価しているのか。

A6 長年にわたる地域での活動を評価しています。

町会・自治会は地縁団体として、長年にわたり防犯や防災、環境問題、子どもやお年よりの見守りなど、区民生活を守るさまざまな公共・公益活動に身近な地域で取り組まれています。また、町会単位の活動にとどまらず、地域ごとあるいは中野区全体で連合組織をつくり、地域全体、区全体の課題にも広い視野をもって活動されています。区政運営にも様々な分野でご協力をいただいています。少子高齢社会が進み、地域の中での取り組みがますます重要となる中で、町会・自治会への期待はさらに高まるものと考えます。

Q7 住区協議会の今後についてどのように考えるか

A7 自主的な活動が発展することを期待しています。

住区協議会は、区内15の地域でそれぞれ地域活動団体や住民によって設立・運営され、地域の課題について誰でも参加し話し合うことのできる場として役割を果たし、成果をあげてきました。区も、住区協議会を住民自治と参加の区政の基軸として、地域センターを通じてその活動を支援してきました。

しかし、「住民主体の会議体でありながら行政の関与が大きい」、「構成メンバーが固定化する傾向にある」、「地域課題を話し合っても具体的な取組みは各地域団体が行うことになる」、「住民同士で利害が対立する地域課題には関われない」、「地域課題にはエリアを越えたものも少なくない」などの指摘もあります。

価値観の多様化や新しい公共的サービスの担い手の登場など社会状況の変化などを勘案しながら、区では重要な計画や施策の策定などに幅広い区民の方々に参画してもらえよう新たな自治のしくみの構築などの検討を進めています。

住区協議会には、今後も支え合える心豊かな地域づくりのための自主的な活動に取り組まれることを期待しています。

Q8 区の職員数はどのくらいを想定しているのか。

A8 10 年後には 2000 人程度を想定しています。

組織や執行体制の改革や事業の見直しをすすめることにより、10 年後には 2000 人程度の職員数になることを想定しています。素案作成までには具体的な計画を示していきます。

Q9 10 年後の姿を実現するためにしっかりした財政見通しが必要ではないか。

A9 財源的な裏づけをもった 10 か年計画を策定します。

基本構想の将来像を実現するための 10 か年計画を策定しますが、国の三位一体改革（補助金・交付税・税源の見直し）の動向なども十分考慮に入れながら財政の見通しを立て、素案作成までには具体的な内容を示していきます。

Q10 なぜ、施設の配置を見直し、数を減らそうとしているのか。

A10 財政構造を改善し、新たなサービス需要に応えるためです。

区の施設数は 23 区の中でも相対的に数が多く、しかもその多くが直営で多くの職員が従事しています。さらに多数の施設が老朽化し、今後その維持と建替えに多くの経費が見込まれています。財政規模が縮小していく中で、このまま施設を維持していくことは非常に困難であり、新たな行政需要に振り向ける財源も生み出せなくなってしまう。

Q11 持続可能な地域社会とはどういうことか。

A11 安心して暮らしつづけられる地域社会を意味します。

この言葉は環境問題を考える中で使われることが多いですが、基本構想の中では区民が安心して生きがいのある暮らしを続けていける地域社会として意味を広く捉えています。その実現のためには地球環境への負荷を最小限にする都市生活の工夫や、社会的な支援が必要な人に十分な支援が行えるしくみづくり、次世代を担う子供たちが健やかに成長できる環境づくりも欠かせません。また、そうした取り組みを区民の意思にもとづいて進められるよう財政面も含めて自治体運営をしっかりしたものにする必要があります。

Q12 なぜ、地域センターの運営を地元団体に任せるのか。すぐに担い手は見つかるのか。

A12 地域の創意工夫を生かした自由度の高い運営を期待しています。

地域センターは、様々な地域活動の拠点として機能してきました。地域センターの職員も、住区協議会や地域団体の活動を支援するとともに、窓口サービス等を行ってきました。

しかし、限りある財源のもとで質の高い区政運営を進めていくためには、職員数を削減し「小さな区役所」を実現する必要があるとあり、地域センターへの職員配置も見直さなくてはなりません。

施設の運営を地域団体に委ねることにより、地域の創意・工夫が生かせる自由度の高い運営で施設を有効活用できるようになる、施設運営を通じて地域の様々な活動団体・グループとの交流が生まれ連携を図りやすくなるなどの効果が期待されます。

地域センターの地域管理は、すぐに実施するのではなく、地域ごとの状況を把握した上で、地域の団体に運営を委ねるために必要な条件整備などについて検討し、地域の団体とも協議しながら進めていきます。そのため地域団体による施設運営への移行には 2 年程度の準備期間をもちたいと考えています。

Q13 使わなくなった施設は売却するのではなく、地元のために使うべきだ。

A13 可能な限り活用を図りますが、新たなサービス展開のために売却することもあります。

学校跡地を活用して総合公共サービスセンターや公園を整備することや、児童館跡地を保健福祉施設に転用することなど、できる限り区の財産として保有しながらより効果的に活用することを検討しています。しかし、新たな時代に即した新たなサービスを作り出すためには、施設を計画的に売却することも必要であると考えています。

Q14 学校を統廃合する場合には避難所のことも十分考慮に入れて欲しい。

A14 防災対策も合わせて見直しをします。

小中学校は地域の防災拠点として位置づけられており、学校の再編計画策定に合わせて防災体制についても見直しを進めていきます。地域防災会など、関係団体・機関とも十分話し合いを行いたいと考えています。

Q15 学校に児童館や学童クラブを入れるとさまざまな制約が生まれてしまうのではないかな。

A15 子どもにとってより望ましい環境が実現できると考えます。

児童館の施設がそのまま学校に移るのではなく、小学生の放課後の遊び場機能が学校で展開されることになります。学校はたしかに施設面や使用方法について一定の制約がありますが、いまの児童館についても広さをはじめ施設としてのさまざまな制約があります。それぞれの場所での事業展開を比較した場合に、学校の方が子どもにとってより望ましい環境が実現可能であると考えています。具体的には、○放課後も校庭や体育館を使いながら安心してのびのびと過ごせる。○学校を中心に保護者や地域活動団体等が連携し、子どもたちを見守り、育ちを支援できる。○子どもへの関わりをきっかけとしてコミュニティ活動の活性化が図られるなど、学校に移るメリットは大きいと考えます。

Q16 外来語が多く、文章表現についてもさらに工夫が必要ではないかな。

A16 素案に作成に向け分かりやすい表現としていきます。

一般的でない用語についてはできるだけ分かりやすい表現へと改めていきます。また、やむを得ず専門用語を使用する場合は用語解説を添えるようにします。

また、現時点では論点を明らかにするため、内容を箇条書きにしていますが、素案に向けては文章表現を工夫していきます。